

修景のための助成制度は、平成23年度から取り組んでいる景観計画に基づく景観基準を基礎に、さらにそれ以上の参道景観に合わせた「和風」を指向される方に費用の一部を助成する制度です。また、今年度は小鳥居小路・溝尻地区についても修景基準を検討し、参道における修景基準を基礎に、町屋通りの歴史性を考慮した修景基準をつくり、修景助成制度が適用できる範囲を広げました。

今後も、門前協議会では個性豊かな太宰府天満宮門前の景観保全のために様々な取組みを進めていきます。

●歴史的市街地の修景推進基準

参道の歴史的町並み景観にとって欠くことができない要素として、下記のものと考えています。

- ①壁面線の位置 ②二階、三階の建築意匠
- ③屋根

これら3つの要素に関して、参道沿いにある歴史的建造物の建築意匠を参考に、次のような修景助成を行うための基準を作成しました。

①壁面の位置

- 一 階 敷地境界沿い、若しくは敷地境界線より半間程度後退した場所
- 二 階 一階壁面線と同じ、若しくは一階壁面線より半間程度後退した場所

②二階・三階の意匠

外 壁 真壁造、大壁造

開口部 掃出し縁と木製手摺、雨戸が建つ。引き通し雨戸を建てた開放的なつくり。

建 具 柱筋には引違い障子戸、庇柱筋には引き通しの雨戸

戸 袋 真壁造、大壁造、白漆喰若しくは木製（板壁）

③屋根

形 式 切妻造、入母屋造、寄棟造

棟 向 前面道路に直交並びに並行

勾 配 伝統的な勾配を考慮し、極端な緩勾配、急勾配を避ける。

材 料 瓦葺

庇 主屋正面の間口一杯に設ける。

軒 廻 化粧垂木及び化粧野地露し

なお、修景助成の対象となる建物の範囲は、建物外観であること、通りから観ることができることで、参道沿いとおおむね参道から1.8m（約1間）ほど入りこんだ壁までとしています。

●修景された店舗

参道沿いの店舗で1軒、本事業による助成金を使って外観の修景が行われました。

建築物本体は、入母屋造の二階建ての建物です。今回の修景は、通りに面する壁面の修景です。二階壁面は、漆喰の大壁造風に塗り替えられ、金属製の窓に^{たてごし}縦格子を設置することにより、通りから見えないように設計されています。一階の店舗部分は、両側に木格子で板壁風に施され、木格子の引違い戸が設置されています。



■修景前の店舗

■修景後の店舗



■修景後の参道景観



もんぜんろくちょう お知らせ 7

編集・発行 太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会

【事務局 太宰府市建設経済部

都市計画課 景観・歴史のまち推進係】

発行日 平成29年2月28日